

川崎市病院局企業職員の職員証及び名札の取扱いに関する要綱

〔平成19年4月1日〕
〔19川病総庶第316号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局企業職員サービス規程（平成17年川崎市病院局規程第17号。以下「規程」という。）第5条に規定する職員証及び規程第5条の2に規定する名札の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名札の着用除外)

第2条 規程第5条の2ただし書に規定する病院事業管理者（以下「管理者」という。）がやむを得ない理由があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

(1) 職務を執行するに当たり、名札を着用することによって、所属長が、安全管理上危険等があると判断し、病院局長に名札着用除外業務申請書（第1号様式）を提出し、名札着用除外業務承認通知書（第2号様式）により承認されたとき。

(2) その他管理者が、やむを得ない理由があると認めるとき。

(再交付の場合の実費弁償)

第3条 職員は、その責めに帰すべき事由により、職員証を紛失し、又は棄損し、再交付を受ける場合は、所定の実費を弁償しなければならない。

(委任)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(川崎市病院局企業職員職員カードに関する要綱の廃止)

2 川崎市病院局企業職員職員カードに関する要綱（平成17年1月1日17川病総庶第619号）は、廃止する。

(川崎市病院局企業職員職員カードに関する要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の日前に廃止前の川崎市病院局企業職員職員カードに関する要綱第4条第2号の規定により承認された名札の着用義務が除外される業務については、同日以後、この要綱第2条第1号の規定により承認された名札の着用義務が除外される業務とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

第 1 号様式

総務部庶務課

--	--	--	--	--

名札着用除外業務申請書

年 月 日

病 院 局 長 様

所 属 長 名

次の業務について、名札の着用除外を申請します。

着用除外業務	
着用除外とする理由	

名札着用除外業務承認通知書

年 月 日

様

病 院 局 長

年 月 日付けで申請のありました件について、次のとおり通知
します。

着用除外について	承認する ・ 承認しない
承認しない理由	
備 考	